

## 浜松市公告第244号

浜松市の業務委託契約等について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び浜松市契約規則（昭和39年浜松市規則第31号）第4条の規定に基づき公告する。

令和8年4月2日

浜松市長 中野 祐介

### 記

#### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務委託名 令和8年度浜松市新型コロナウイルス感染症対応関連償還  
利子補助金審査業務（課名 産業振興課）
- (2) 業務委託の場所 浜松市内
- (3) 業務内容 本業務は、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上減少など業況悪化を来している中小企業等の資金繰りを支援するため、「静岡県経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）」制度（以下「県貸付制度」という。）により借り入れた資金に係る償還利子について補助する「浜松市新型コロナウイルス感染症対応関連償還利子補助金」にかかる、コールセンター業務・申請受付・審査準備事務など、補助金に係る事務処理を行うものである。
- (4) 履行期間（契約期間） 契約日～ 令和8年10月30日

#### 2 入札及び契約担当課（以下、「入札等担当課」という。）

〒430-8652 静岡県浜松市中央区元城町103番地の2  
浜松市産業部産業振興課（浜松市役所6階）  
電話：053-457-2281 FAX：050-3730-8899  
メールアドレス：sangyosomu@city.hamamatsu.shizuoka.jp

#### 3 入札参加資格

本件入札は、次に掲げる全ての要件を満たす者に限り参加できるものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成20年10月1日浜松市告示第390号）の規定により、令和7・8年度の競争入札参加資格（業務委託 業種分類3099：その他の業務委託）の認定を受けているものであること。
- (3) 浜松市内に本社・本店を有するもの。又は浜松市外に本社・本店を有し、浜松市内の支店・営業所等に契約等を委任しているもの。

- (4) 浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (7) 所属する協同組合等の団体が参加申請をしていないこと。協同組合等の団体においては、所属する組合員等が参加申請をしていないこと。

#### 4 入札参加資格の確認申請

本件入札の参加希望者は、「業務委託等入札参加資格確認申請書（一般競争）」（以下、「確認申請書」という。）を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。なお、参加資格の確認基準日は、確認申請書の受付最終日とする。

##### (1) 提出方法

持参すること。（郵送及び電送によるものは、受け付けない。）

##### (2) 受付期間

令和 8 年 4 月 3 日（金）から令和 8 年 4 月 10 日（金）まで  
（21 項に記載する開庁時間内に持参すること。）

##### (3) 提出先

入札等担当課（2 項に記載のとおり。）

##### (4) 様式

本市が指定する様式を用いること。

##### (5) その他

ア 入札書の提出を取りやめる場合は、入札等担当課へ連絡すること。

イ 受付期間内に確認申請書を提出しない者は、この入札に参加することができない。

#### 5 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認結果は、次のとおり通知する。

##### (1) 通知方法

入札等担当課で受け取り

##### (2) 確認結果の通知日

令和 8 年 4 月 15 日（水）午前 9 時以降に、入札等担当課で

受け取ること。(21 項に記載する開庁時間内に限る。)

## 6 入札参加資格が無いと認められた者の理由説明要求

入札参加資格を確認した結果、入札参加資格が無いと認められた者は、本市に対しその理由について説明を求めることができる。

### (1) 要求方法

要求期限までに文書により説明を要求すること。(郵送及び電送によるものは、受け付けない。)

### (2) 要求期限

令和 8 年 4 月 17 日 (金) まで

(21 項に記載する開庁時間内に持参すること。)

### (3) 提出先

入札等担当課 (2 項に記載のとおり。)

### (4) 様式

任意の様式を用いること。

### (5) 要求への回答

理由説明要求に対する本市の回答は、説明を求められた日から 2 日以内に文書で行う。

## 7 仕様書等の提供方法

本件入札に係る契約書案、入札心得、仕様書及び業務説明資料等 (以下「仕様書等」という。) は、次のとおり提供する。

### (1) 提供方法

ア 入札等担当課で配布 (1 者につき 1 部。無料。)

イ 入札等担当課で貸し出し (1 者につき 1 部。貸出日の翌日午後 5 時まで返却すること。)

### (2) 提供期間

令和 8 年 4 月 2 日 (木) から令和 8 年 4 月 23 日 (木) まで

(配布又は貸し出しは、21 項に記載する開庁時間内に限る。)

## 8 入札公告及び仕様書等に対する質問

### (1) 質問方法

質問書を持参、郵送等 (一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。) で提出すること。

### (2) 受付期間

令和 8 年 4 月 3 日 (金) から令和 8 年 4 月 15 日 (水) まで (提出先に必着)

(持参の場合は、21 項に記載する開庁時間内に持参すること。)

### (3) 提出先

入札等担当課 (2 項に記載のとおり。)

(4) 様式

任意の様式を用いること。

(5) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和8年4月21日（火）から入札等担当課において閲覧に供するとともに、入札参加者全員に質問に対する回答書を提供する。

## 9 本件入札に関する説明会

開催しない。

## 10 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年4月24日（金） 午前10時00分
- (2) 場所 浜松市役所3階 35会議室（浜松市中央区元城町103番地の2）
- (3) その他 郵送及び電送による入札はできない。

## 11 入札書の提出方法

(1) 提出方法

入札執行日時に入札場所へ持参

(2) 提出方法の変更及び提出の取りやめ

確認申請書に記載した入札書の提出方法の予定を変更する場合又は入札書の提出を取りやめる場合は、入札等担当課へ連絡すること。

## 12 入札書、入札用封筒及び郵送用封筒等の記載事項等

別紙「入札（見積合せ）の注意事項 \*業務委託・賃貸借用」のとおり。

## 13 入札方法等

- (1) 入札は総価で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。
- (2) 第1回の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した業務委託費等内訳書を提出すること。なお、本書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (4) 本件入札は、本件入札公告に記載する事項のほか、「浜松市物品購入等の入札執行について（入札心得）」に基づき実施するので、入札参加者は入札心得を確認の上、入札に参加すること。

**14 最低制限価格の設定**

無し

**15 入札の無効**

浜松市契約規則第 13 条第 1 項の各号及び浜松市物品購入等に係る一般競争入札要領第 9 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

※開札前に、人的関係のある複数の者が 1 者を除き入札を辞退した場合は、残る 1 者の入札は無効とはならない。

**16 入札保証金**

本件入札は、入札保証金を免除する。

**17 前金払及び部分払**

原則、前金払及び部分払はできないものとする。

**18 契約書の作成**

要

**19 契約に関する特記事項**

なし

**20 期間の計算**

本件公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例（平成元年浜松市条例第 76 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

**21 開庁時間**

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）